

別表

次世代チーム強化支援事業 補助対象経費・補助基準額一覧

強化練習や強化合宿（遠征を含む）等、効果的に強化を図る事業における必要経費のうち、以下の経費を補助対象とする。また、補助対象者は競技団体が主体等である次年度以降の少年種別団体の指導者（外部指導者を含む）及びメンバーとする。

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
報償費	報償費	招へいする県外指導者（講師・助手）への謝金	【講師】 1人1日：25,000円を限度する実費 【助手】 1人1日：5,000円を限度とする実費
旅費	運賃	選手・指導者及び講師（県外指導者、県外招へいチームを含む）の運賃 1 公共交通機関使用の場合 2 個人車両使用の場合	鉄道、バス等の実費 30円/km
	宿泊費	指導者・選手及び講師（県外指導者、県外招へいチームを含む）の宿泊費	1人1泊9,800円（朝・夕食代を含む）を限度とする実費 〔夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代：1,500円、朝食代：700円を限度とする実費とし、総額9,800円を限度とする〕
需用費	消耗品費	1 用紙代、資料のコピー代等	実費 1個（式）あたり30,000円未満
		2 ボール等の用品品及びテーピング・アイシング用具等 3 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	実費
役員費	器具・用具運搬料	用具等の運搬に係る搬送代	実費
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場の使用料 器具・用具の借上料 宿泊施設の借上料 車両（タクシー、レンタカー（ガソリン代を含む）の借上料 有料道路の使用料 大会への参加料等	実費
その他		※30,000円を超える競技用具（購入前に要相談）	実費

注1）練習着、シューズ、サポーター等の個人で使用するものについては補助対象外とする。また、ユニフォームについても補助対象外とする。

注2）通信費（電話、郵便、振込料等）、保険料は補助対象外とする。

注3）消耗品の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注4）その他については、通常の活動で特に必要と認められるもの。（競技用具購入理由書を提出）

注5）実績報告の際に添付する領収書等は、別紙の「支出を証明する書類について」とし、領収書のあて名は競技団体会長名とする。